

横芝光町農業委員会10月第7回定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄			
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明			
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭	
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹	
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝	
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子	
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明	

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年10月第7回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、私議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。 3番 永野 邦子委員、9番 鈴木 茂樹委員 以上2名の方をお願いします。 会議書記には、事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしく申し上げます。 続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。 令和5年10月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、6件です。裏側に6件目の申請内容が記載されております。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、二又字荒句の畑2筆、田1筆、合計3筆、260㎡です。

譲渡人は、後継者がおらず、今後は規模縮小を希望しているため、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をする申請です。

申請地は、近隣に居住する譲受人が、これまでも農地の管理を任されており、今後も管理していくことから今回の申請となりました。なお、今年7月に隣接地2筆を農地法3条により譲受人が取得済みで、親戚から譲受したのですが、現在状況が変わり、後継者が農地の管理が出来なくなってしまうため、本人だけでは管理していくことが難しくなり、今後の状況を考慮しての判断とのことです。

続いて、2件目の申請地は、二又字荒句の畑1筆、297㎡です。

農地を相続したものの、農業をしていない譲渡人から、申請地が自宅の横に位置している譲受人が今後の管理をしていくことで協議が調い、売買により所有権移転をする申請です。

続いて、3件目の申請地は、宮川字鶴巻の畑2筆、1,890㎡です。

経営規模縮小をしたい譲渡人から、農地の管理を依頼された譲受人が売買により所有権移転をする申請です。なお、申請に伴い、譲受人から今後の耕作の計画を記入した農業経営実施計画書の提出により、落花生の作付を計画しています。

続いて、4件目の申請地は、中台字宮ノ作の畑3筆、1,153㎡です。

農地を相続したが、県外に居住していて農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、贈与により所有権移転をする申請です。これまで農地の管理を任されていた譲受人が、今後も管理をしていくこととなり今回の申請となりました。

続いて、5件目の申請地は、曾根合字沼の畑1筆、330㎡です。

農地を相続したが、町外に居住していて農業をしていない譲渡人から、農地の管理を依頼された譲受人へ、贈与により所有権移転をする申請です。なお、申請に伴い、譲受人から今後の耕作の計画を記入した農業経営実施計画書の提出により、常緑樹を植樹すると計画しています。

続いて、6件目の申請地は、北清水字清水の畑2筆、田1筆、1, 526㎡です。

農地を相続したが、農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をする申請です。なお、申請に伴い、譲受人から今後の耕作の計画を記入した農業経営実施計画書の提出により、落花生及びさつまいもを作付すると計画しています。

以上、議案第1号の説明でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番 花澤です。近隣に居住する譲受人が、これまでも申請地の管理を任されており、今後も管理をしていくため譲受人へ売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、維持管理また耕作されており、問題ないと思われれます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番 花澤です。この件は、案件1件目と同じ譲受人となります。申請地が譲受人の自宅の横に位置していることから、今後の管理を任されることになり、売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、木が植えられておりますが、許可後は整地し、栗を栽培する予定です。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番 9番 鈴木です。経営規模縮小をしたい譲渡人から、農地の管理を依頼された譲受人との間で協議が調い、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、維持管理また耕作されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 小川です。経営規模拡大をしたい譲受人が贈与により所有権移転するものです。現地は、雑草が生えておりますが、許可後は整地し、さつまいもの作付を予定しており、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて5件目の案件については、私が担当委員となりますので説明いたします。農地の管理を依頼された譲受人が、贈与により所有権移転するものです。現地を確認したところ、直近まで耕作されず、雑草が茂っているものの、今後は譲受人によって常緑樹の植樹を予定しております。説明は以上でございます。

5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8番 伊藤です。経営規模拡大をしたい譲受人が売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、雑草が生えておりますが、整地し、落花生及びさつまいもの作付を予定しており、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、6件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程いたします。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年10月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は1件です。

なお、譲受人は資料に記載のとおりです。

申請地は鳥喰新田字北新田の田1筆、194㎡です。

転用の目的は、駐車場・資材置場となります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から南へ2.1km位置にあり、自宅敷地内の土地の一部をすでに駐車場・資材置場として使用しておりました。このたび転用許可を受け地目変更したい希望があるため、申請となりました。なお、無断転用であったことについては、手続きの失念であり譲受人から始末書を徴取しております。

敷地は簡易な整地のみとし、土砂の搬入はありません。農地が連続する第1種農地または市街化が進む第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断しました。

土地改良関係については、受益地の除外を確認しております。排水は雨水排水のみで自然浸透です。

新たな建設工事については予定しておらず、そのため、事業費は発生しません。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

1 2 番 秋葉です。本件は、現地を確認したところ田としての利用はなされておらず、自宅敷地の一部として駐車場や資材置場として利用されておりました。無断転用については、申請者本人から手続きの失念を詫げる始末書の提出があったことからやむを得ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、本案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年10月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は3件です。なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は横芝字西境田の田及び畑2筆、合計315㎡です。

転用の目的は、一般専用住宅1棟と駐車場になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から西へ1.2kmの位置にあります。

譲受人は申請地から県道をはさんで至近の現居住地に住んでいましたが、日本舞踊の教場と自宅が広すぎるため管理が困難となってきました。そのため、土地を縮小し自らが管理できる広さの申請地へ一般専用住宅を建てる計画を立てました。

ここは、近隣に養護老人ホームや公園、中学校が所在しており市街化がすすむエリア内に所在する第3種農地と同程度まで宅地化がすすんでいると判断できます。

よって、第2種農地と判断しました。申請者に農地や雑種地の所有がないため、土地の代替性はないものと考えます。

申請地は、土地改良区の受益地の除外を確認しております。

生活排水は合併浄化槽で処理し、屋根降下分の雨水は集水ます通過後、生活排水と合流させて、町道側溝へ放流する計画です。

転用期間は令和5年12月1日から令和6年3月31日までを予定しております。

土地代金や建設費は自己資金及び借入金により賄う予定であり、借入者からの融資承諾書により融資が見込めることを確認しています。

続いて申請地②の土地は木戸字三割の畑1筆、976㎡です。

転用の目的はテニスコート・駐車場となります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝光町役場から南東へ5.1kmの位置にあります。

譲受人は東京都にある工務店の代表で、申請地隣地に住宅を所有しております。

従業員の慰労や得意先業者の接待を目的とした福利厚生施設を近隣に建てたい希望があり、テニスコートを選定しました。駐車場は東京からくる利用者のために整備するものです。

ここは、近隣に小学校やスーパーが所在しており市街化がすすむエリア内に所在する第3種農地と同程度まで宅地化がすすんでいると判断できます。よって、第2種農地と判断しました。

申請地は土地改良区の受益地を除外となっており、雨水は地下浸透で処理します。

また、文化財包蔵地に該当することから、工事前に発掘届の提出をするよう町の社会文化課より譲受人へ指導を行っています。

転用期間は令和6年2月1日から令和6年9月30日までを予定しております。

建設費等は、自己資金にて賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しております。

続いて申請地③の土地は、北清水字清水の畑2筆、1,883㎡です。転用の目的は駐車場・資材置場となります。

申請地③の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地③は、横芝光町役場から南東へ2.8kmの位置にあります。

譲受人は町内にある鋼構造物製作所を営んでおり、申請地隣地に本社事務所および工場を所有しております。

従業員の自動車や製造物の鋼板は、既存の敷地に置いており手狭なため、出荷用の特殊車両は道路に待機しておりました。今回、近隣に駐車場や資材置場を設置したい希望があり地続きの申請地を選定しました。

ここは、近隣に高校や工場、スーパーが所在しており市街化がすすむエリア内に所在する第3種農地と同程度まで宅地化がすすんでいると判断できます。よって、第2種農地と判断しました。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、雨水は地下浸透で処理します。

また、文化財包蔵地には該当しません。

転用期間は令和5年11月15日から令和5年12月31日までを予定しております。

建設費等は、自己資金にて賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終

りました。

はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番 11番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ耕作はなされておらず、土地改良区の受益地から除外されていることから問題はないと考えられます。よろしくお願いします。

議長 説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5番 5番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ畑としての利用はなされておらず、土地改良区の受益地から除外されていることから問題はないと考えられます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して2件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8番 8番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ畑としての利用はな

されておらず、土地改良区の受益地ではないことから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、日程第5 議案第4号 令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第4号 令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年10月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の利用集積は、新規設定が2件、再設定が2件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

設定する権利は、すべて賃借権です。初めに、新規設定です。利用権を設定する農地ですが、1件目は、宮川字作間内前の田2筆、字作間内の田3筆、合計5筆、7, 274. 77㎡、期間は、約3年間です。

2件目は、栗山字関内の田2筆、鳥喰新田字道祖神の田1筆、合計3筆4, 983㎡、期間は約6年間です。

続いて、再設定1件目は、栗山字柳立の田1筆、字竈作の田1筆、字伊古田の田2筆、合計4筆、9,464㎡、期間は約10年間です。

2件目は、鳥喰新田字千代田の田6筆、合計2,806㎡、期間は約4年間です。

なお、本計画(案)につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに、新規設定の案件についての審議を行います。

新規設定1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、新規設定2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、再設定の案件についての質疑を行います。

再設定1件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定1件の案件についての採決

を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、再設定2件目の案件についての質疑を許します。

8 番 8番 伊藤です。これは、10aあたり1.15俵でよろしいのでしょうか。

事務局 申請書を確認しましたが、1.15俵となっています。

議 長 他に質疑あれば。

(質疑なし)

他に質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました審議の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦勞様でした。以上で議長の任を降ろさせていただきます。

事務局 以上をもちまして、令和5年10月第7回農業委員会定例総会を閉会します。